

岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱

制定	平成24年	8月23日	付け岡農水第610号
一部改正	平成24年	10月1日	付け岡農水第881号
一部改正	平成25年	1月11日	付け岡農水第1279号
一部改正	平成25年	4月19日	付け岡農水第102号
一部改正	平成25年	6月18日	付け岡農水第398号
一部改正	平成26年	6月5日	付け岡農水第294号
一部改正	平成26年	11月20日	付け岡農水第993号
一部改正	平成27年	6月2日	付け岡農水第367号
一部改正	平成27年	7月2日	付け岡農水第479号
一部改正	平成28年	6月21日	付け岡農水第456号
一部改正	平成29年	4月1日	付け岡農水第762号
一部改正	平成30年	4月1日	付け岡農水第650号
一部改正	令和元年	9月2日	付け岡農水第654号
一部改正	令和2年	6月1日	付け岡農水第184号
一部改正	令和3年	6月1日	付け岡農水第213号

(趣旨)

第1条 次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、就農初期段階における青年就農者の所得確保及び経営安定化を図るため、予算の範囲内において農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業実施要綱」という。）、農業次世代人材投資事業の運用について（平成24年5月31日農産第321号岡山県農林水産部長通知）、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 資金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、国事業実施要綱別記1の第5の2の（1）に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

(1) 市税を完納していない者。

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金等の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者。

(青年等就農計画の承認申請)

第3条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(青年等就農計画の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、青年等就農計画の内容について審査し、第2条第1項に規定する要件を満たし、資金を交付して経営の定着を支援する必要があると認めた場合は青年等就農計画を承認し、青年等就農計画承認書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うものとする。

(青年等就農計画の変更申請)

第5条 前条第1項の承認を受けた者（以下「交付適格者」という。）は、青年等就農計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の申請があった場合について準用する。

(資金の交付申請)

第6条 交付適格者は、農業次世代人材投資資金交付申請書（様式第3号）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出して資金の交付申請を行わなければならない。

2 交付申請は、原則として、半年分を単位として行うこととし、申請の期日は、市長が別に定める日とする。

3 交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税納付状況確認同意書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは資金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(資金の請求)

第8条 交付適格者は、前条に規定する資金の交付決定及び額の確定があったときは、農業次世代人材投資資金交付請求書（様式第6号）（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付適格者に資金を交付するものとする。

(着手及び完了届の免除)

第9条 規則第15条に規定する着手・完了届の提出は要しない。

(就農状況報告)

第10条 交付適格者は、交付期間中、毎年7月15日及び1月15日までにその直前の6か月の就農状況報告（様式第7号）を市長に提出しなければならない。また、交付終了後5年間、毎年7月15日及び1月15日までにその直前の6か月の作業日誌（様式第7-1号）を市長に提出しなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行し、平成24年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月11日から施行し、平成25年1月末までの就農報告分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行し、平成25年度の給付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行し、平成26年度の給付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行し、平成26年9月24日岡山市基本構想策定後の申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月2日から施行し、平成27年度の給付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。なお、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成30年3月28日付け29経営第3494号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の様式第7号、様式第7-1号、様式第3号-1についてはこの通知による改正後を適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日より施行し、改正後の岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。なお、平成31年4月1日付け30経営第3058号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日より施行し、改正後の岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。なお、令和2年4月1日付け元経営第3229号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、改正後の岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規

定は、令和3年4月1日から適用する。なお、令和3年3月30日付け2経営第3016号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第7-1号については、この通知による改正後を適用する。

青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

(年齢：

歳)

電話番号

E - MAIL

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業実施要綱」という。）別記1の第6の2の（1）及び岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり青年等就農計画の承認を申請します。

なお、国事業実施要綱別記1の第7の3の規定に基づき、本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

記

- 添付資料：
1. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律56号）
第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
 2. 別紙1（農業次世代人材投資資金申請追加資料）

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

フリガナ
氏名

生年月日 年 月 日生 (歳)
電話番号 () -
携帯番号 () -

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地		農業経営開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <input type="checkbox"/> 全体, <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月				
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)					
将来の農業経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状	目標 (年)		
	年間農業所得	千円	千円		
	年間労働時間	時間	時間		
農業経営規模に関する	作目・部門名	現状		目標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	経営面積合計				

目 標	区分	地目	所在地 (地区名)	現状		目標 (年)	
	所有地						
	借入地						
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作業	作目	現状		目標 (年)	
		単純計					
		換算後					
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標 (年)		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式, 性能, 規模等及びその台数					
		現状			目標 (年)		
経営管理に関する目標							
農業従事の態様等に関する目標							

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等		
			年 月	千円			
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあ っては役員の氏 名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっ ては役職)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業 従事日数 (日)	担当業務	年間農業 従事日数 (日)
雇用者	常時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

経歴	
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考） 技術・ 知識の 習得 状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考） 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の地区名を記載する。また、就農予定地の場合は、地区名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

(ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。

(イ)「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。

(ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあつては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
 - エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

- 6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
- 7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
- ア 「氏名（法人経営にあつては役員の名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の名を記載する。
- イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
- ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。
- 10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 11 「(参考) 技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
- ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。
- イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。
- ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

- 1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）
水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏
- 2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稲であつて、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稲＋麦類）
水稲＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）
- 3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

別紙1 農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

住所：
氏名：

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「実質化された人・農地プラン」への位置付け等

集落又は 地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている (時期： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込 (時期： 年 月 日) (根拠資料：)
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付対象期間（経営開始型）

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付 有・無）

準備型交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他の研修（研修名等）	
研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日

6 経営開始の要因

農業経営開始日： 年 月 日	最も早い日 に○印
ア 農地（土地）の権利を取得した日 (年 月 日)	
イ 主要資産の取得日 (年 月 日)	
ウ 本人名義の取引開始時期（生産資材の購入日等） (年 月 日)	
エ 青色申告承認申請書の事業開始日 (年 月 日)	
オ その他 () (年 月 日)	

※原則、ア～エのうち、最も早い日を経営開始日とするが、上記以外の日を経営開始日とする場合は、その理由を記入。

--

7 親（三親等以内の親族を含む）の農業経営及び経営継承

親の農業経営	<input type="checkbox"/> 専業農家 <input type="checkbox"/> 兼業農家 <input type="checkbox"/> 非農家
	主な作目と規模
経営継承の内容	<input type="checkbox"/> 全部継承 <input type="checkbox"/> 一部継承 <input type="checkbox"/> 継承なし 継承元 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 親族（三親等以内） 継承の内容 [経営の改善・発展に向けた 新規参入者と同等の経営リスクをとまなう取組内容 <input type="checkbox"/> 新規作目や新技術の導入 <input type="checkbox"/> 新たな販路の開拓や直売，輸出等への取組 <input type="checkbox"/> 農産物加工の取組 <input type="checkbox"/> 観光農園や農家レストラン等への取組 <input type="checkbox"/> 上記に準ずる経営の発展・改善に向けた取組 具体的な内容 []

8 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定 (月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例:生活保護制度，雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない ※虚偽の申告で受給した場合，全額返還となります。
農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けていたことがある。 <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
常勤の雇用契約の締結等	<input type="checkbox"/> 締結している (雇用先:) <input type="checkbox"/> 締結していない

農業経営基盤強化準備金の積立 ※新たに積み立てを行うときは、市町村に連絡してください	<input type="checkbox"/> 積み立てている 又は予定がある <input type="checkbox"/> 積み立てていない
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用 ※新たに適用を受けるときは、市町村に連絡してください	<input type="checkbox"/> 受けている 又は予定がある <input type="checkbox"/> 受けていない
前年の世帯全体の所得	万円
生活費確保の観点から資金を必要とする理由 (前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えている場合のみ記入)	
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 【所見】	

添付書類

- 1：履歴書（別添1）
- 2：収支計画（別添2）
- 3：雇用保険失業給付と重複しないことの確認資料（雇用保険受給資格者証の写し等又は離職票の原本の提示）
- 4：生活保護と重複しないことの確認資料（健康保険証の写し）
- 5：親等（三親等以内の親族）の経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（継承する経営の確定申告書等（専従者給与の受領状態等が分かるもの）の写し）
- 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 7：農業経営開始時期が分かる書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 8：通帳の写し
- 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書、給与所得並びに退職所得の源泉徴収票、確定申告書控えの写し等）
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類
*「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。以下同じ。
- 10：前年までの決算書の写し（経営開始初年度の場合は不要）
- 11：親等の農業経営を継承する場で、申告主が本人でない場合は、本人の経営部分の決算書
- 12：誓約書（別添3）
- 13：本人確認書類（運転免許証、パスポート（旅券）等）
- 14：経営開始4年目以降の以降の者が申請する場合は、経営開始3年目の収支及び経営状況を確認できる書類（帳簿の写し、確定申告書控えの写し等）

①経営開始型を夫婦で受給する場合

添付書類に家族経営協定書の写し及び共同経営者についての次の資料を追加

- 1：履歴書（別添1）
- 3：雇用保険失業給付と重複しないことの確認資料（雇用保険受給資格者証の写し等又は離職票の原本の提示）
- 4：生活保護と重複しないことの確認資料（健康保険証の写し）
- 5：親の経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（継承する経営の確定申告書等（専従者給与の受領状態が分かるもの）の写し）
- 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧，農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し，又は借りていることが確認できる書類
- 7：経営開始時期が分かる書類
- 13：本人確認書類（運転免許証，パスポート（旅券）等）
- 14：経営開始4年目以降の者が申請する場合は、経営開始3年目の収支及び経営状況を確認できる書類（帳簿の写し、確定申告書控えの写し等）

②経営開始型を新規就農者が農業法人を設立して共同経営する場合

法人として必要なもの

- 2：収支計画（別添2）
- 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧，農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し，又は借りていることが確認できる書類
- 7：農業経営開始時期が分かる書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 8：通帳の写し
- 10：前年度の決算書の写し（経営開始初年度の場合は不要）
- 15：履歴事項全部証明書原本（法人の設立を証明し，役員がわかるもの）

交付対象役員ごとに必要なもの

- 1：履歴書（別添1）（申請しない共同経営者も含め全員分）
- 3：雇用保険失業給付と重複しないことの確認資料（雇用保険受給資格者証の写し等又は離職票の原本の提示）
- 4：生活保護と重複しないことの確認資料（健康保険証の写し等）
- 7：農業経営開始時期が分かる書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）（前年以前に個人で経営を開始している交付対象者）
- 8：通帳の写し（前年以前に個人で経営を開始している交付対象者）
- 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書，給与所得並びに退職所得の源泉徴収票，確定申告書控えの写し等）
- 10：前年度の決算書の写し（前年以前に個人で経営を開始している交付対象者）
- 12：誓約書（別添3）
- 13：本人確認書類（運転免許証，パスポート（旅券）等）

別添1

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒 ー				
(ふりがな)					
連絡先	〒 ー				
(ふりがな)		生 年 月 日	年齢	性別	電 話 番 号
氏 名		年 月 日		1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

履歴書については、本別添の項目が全て含まれていれば、別の様式を使うことができる。

収支計画

経営開始後年数		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		(年 月～ 年 月)	(年 月～ 年 月)	(年 月～ 年 月)	(年 月～ 年 月)	(年 月～ 年 月)
		計画・実績	計画・実績	計画・実績	計画・実績	計画・実績
農業 収入	経営規模 (a)	生産量 (kg)				
		売上高 (円)				
		経営規模 (a)				
	生産量 (kg)	売上高 (円)				
		その他 (雑収入等) ※資金を除く (円)				
		合計	経営規模 (a)			
	収入計 (円) ①					
	農業 経営費 (円)	原材料費				
		減価償却費				
出荷販売経費						
雇用労賃						
その他						
支出計 (円) ②						
差引金額 (円) ③=①-②						
控除額 (円)	専従者給与 (配偶者のみ。親等は雇用労賃)					
	青色申告特別控除					
農業所得 (円) ④=③-控除額						

農外所得 (円) ⑤	給与所得				
	その他の所得				
総所得 (円) ⑥=④+⑤					

農業次世代人材投資資金 (円)					
-----------------	--	--	--	--	--

【参考】

設備投資	内 容				
	金 額				

※③を経営開始計画の所得欄に記載する。

※⑥及び世帯全体の所得の合計額が600万円を超える場合は、農業次世代人材投資資金の交付対象外。

※農業次世代人材投資資金の額は、経営開始1～2年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

※決算期間ごとに計画または実績の数値を記載すること。(経過した期間にかかる収支は、申告等の決算書類に記載した実績値を記載。)

※収支計画は、本別添の項目が全て含まれていれば、別の様式を使うことができる。

年 月 日

住所：

[申請者]

氏名：

(生年月日 : 年 月 日 : 歳)

誓約書

私は、国からの支援を受けて農業経営を営んでいるという自覚を持つとともに、農業人材力強化総合支援事業要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）の規定を遵守することを誓約します。

また、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付期間中および交付期間終了後に、市町村から農業次世代人材投資資金にかかる調査や検査について資料等の提出を求められた場合は、期間を厳守して提出することを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

※
保証人 住所
氏名
保証人 住所
氏名

第 号
年 月 日

青年等就農計画承認書

住 所
氏 名

岡山市長

年 月 日付けで承認申請のあった青年等就農計画承認申請書について、審査の結果、
適当と認められるので承認し、岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第4条の規定により通知しま
す。

記

- 1 経営開始時期 年 月
- 2 交付対象期間 年 月 日～ 年 月 日

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
氏名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（3）及び岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第6条の規定に基づき農業次世代人材投資資金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付年度	年度	今回の資金の交付申請額 (原則として(イ)の半額を記載)	円
交付対象期間		年 月 日～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間		年 月 日～	年 月 日
前年の総所得※1 <small>農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額(※2)を記載</small>		(ア)	円
今年の交付金額※3,4,5 <small>経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合：(350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載。ただし(ア)が100万円未満の場合は150万円</small>		(イ)	円
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付		<input type="checkbox"/> 給付されている	<input type="checkbox"/> 給付されていない
添付書類		市税納付状況確認同意書 ※6 青年等就農計画承認書（岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱様式第2号）の写し 税務署等が受理した確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合） 資金の振込口座の通帳の写し等口座情報が確認できるもの	
担当課所見（*申請者は記入しないこと）			

資金の振込口座

金融機関 店舗名等	銀行・金庫 組合・農協		店・所 出張所						
	金融機関コード								
	預金種別	普通 当座	口座番号						
口座名義人	(ふりがな) 氏 名								

- ※1 経営開始年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年交付を受けた資金額を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で交付を受けている場合は、この額の1.5倍を記載すること。
- ※5 上記金額は予算の範囲の上限額である。
- ※6 各交付年度において、初回申請時のみ添付。

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
氏名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（3）及び岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第6条の規定に基づき農業次世代人材投資資金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付年度	年度	今回の資金の交付申請額 (原則として(イ)の半額を記載)	円
交付対象期間		年 月 日～ 年 月 日	
今回申請する資金の対象期間		年 月 日～ 年 月 日	
前年の世帯所得 ※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載		(ア)	円
今年の交付金額 ※3,4 経営開始1～3年度の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円		(イ)	円
<ul style="list-style-type: none"> 生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付 農の雇用事業による助成（農業法人等としての受給） 経営継承・発展支援事業による助成 		<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある。 <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない。	
添付書類		市税納付状況確認同意書 ※5 青年等就農計画承認書（岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱様式第2号）の写し 前年の世帯全体の所得を証明する書類（所得証明書、給与所得並びに退職所得の源泉徴収票、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。 資金を必要とする理由書及び当該事情の根拠書類（前年の世帯全体の所得が600万円を超えるが、生活費確保の観点から資金を必要とする場合のみ） 資金の振込口座の通帳の写し等口座情報が確認できるもの	
担当課所見（*申請者は記入しないこと）			

資金の振込口座

金融機関 店舗名等	銀行・金庫 組合・農協		店・所 出張所					
	金融機関コード							
	預金種別	普通 当座	口座番号					
口座名義人	(ふりがな) 氏名							

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の所得の合計額。
 ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
 ※3 夫婦で交付を受けている場合は、この額の1.5倍を記載すること。
 ※4 上記金額は予算の範囲の上限額である。
 ※5 各交付年度において、初回申請時のみ添付。

様式第4号（第6条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名

岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱による農業次世代人材投資資金の交付に当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。

また、市税に滞納がある場合、農業次世代人材投資資金の交付を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書

岡山市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日

岡山市長

年 月 日付けで申請のあった農業次世代人材投資資金の交付については、次のとおり決定及び確定したので、岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条の規定により通知する。

交付年度	年度		
指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
今回交付決定する資金の対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
資金の交付決定及び確定額	万円		
交付条件	1 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (1) 農業経営を中止したとき (2) 農業経営を休止したとき 2 就農状況報告等、経営内容に係る報告を求められたときは速やかに従うこと。		

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

農業次世代人材投資資金交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名

岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第8条第1項の規定により，次のとおり請求します。

交付年度	年度		
指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
今回交付請求する資金の対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
資金の交付決定及び確定額	万円		
今回交付請求額	万円		
添付書類	交付決定及び確定通知書の写し		

様式第7号（第10条関係）【7月15日までに報告を行う場合】

就農状況報告（7月報告用）

（経営開始○年目・交付開始○年目 前半・後半（1～6月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）のア及び岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第10条の規定に基づき別紙のとおり就農状況報告を提出します。

記

報告の対象となる期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

(別紙)

1 準備型の交付状況等について

準備型の交付期間	<input type="checkbox"/> 有	年 月 日～	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無		

2 経営開始型の交付等について

交付対象期間	年 月 日～	年 月 日
交付済期間	年 月 日～	年 月 日
交付終了時期	年 月 (年 月分まで就農状況報告が必要)	

3 前年の営農実績について

		計 画 (A) (経営開始 年目)	実 績 (B)	実績/計画 B/A (%)
農 業 収 入	〇〇 (作物)	経営規模 (a)		
		生産量 (kg)		
		売上高 (円)		
		経営規模 (a)		
		生産量 (kg)		
		売上高 (円)		
		経営規模 (a)		
		生産量 (kg)		
		売上高 (円)		
	その他 (雑収入等) (円)			
農業次世代人材投資資金 (円)				
収入計① (円) (資金を除く)				
収入計② (円) (資金を含む)				
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
	その他			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容, 金額)				
差引金額 (円) ④=②-③				
(参考) 資金を除いた差引金額 ①-③				
控除額 (青申控除、専従者給与等) ⑤				
農業所得 ⑥=④-⑤				
農外所得 (円) ⑦			所得合計 (円) ⑥+⑦	

※ 計画欄には、承認を受けた青年等就農計画にかかる収支計画に記載の該当年の計算値を記載すること。

4 今年の営農状況について

(1) 経営面積について

			計 画 A	見 込 B	見込/計画 B/A (%)
作 目 名 等	〇〇 (作目)	経 営 規 模 等 (a)			
	その他				
経営面積 計 (a)					

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地	親族 (三親等以内の者) から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			受託面積等	生産量 (kg)
作業受託	作目	作業内容	実績 (受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載。

※「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

(2) 労働力について

農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間農業従事 見込日数 ※	担当業務
交付対象者本人 ・家族労働力等			本人		
雇用労働力	日 × 人 = 1人 × 日				

※1日の農業従事時間を8時間で換算して記載する。

5 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

積み立てている 積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6 地域のサポート体制について

氏名又は 職名	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7 報告対象期間における岡山県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第7の2の(13)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

参加した 参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者, 実施内容など）	

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

加入している 加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入）

10 前年の所得について

(1) 令和2年度までに承認された交付対象者

前年の所得 (所得証明の合計所得額) (①)	資金交付額(②)	差引所得額(①-②)
万円	万円	万円

(2) 令和3年度以降に承認された交付対象者

前年の世帯全体の所得額	万円
生活費確保の観点から資金を必要とする理由 (前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えている場合のみ記入)	
※本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無) 【所見】	

添付書類

1. 作業日誌 (別添) の写し (夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況 (作業日, 作業内容, 作業時間) が分かるよう作成すること。) * 1
2. 決算書 (確定申告書) の写し (農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合は、青色申告決算書を必ず提出すること。)
3. 交付対象者の所得証明書の写し
4. 前年の世帯全体の所得を証明する書類 (所得証明書, 退職所得の源泉徴収票の写し等)
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付 * 2
5. 通帳の写し * 1
6. 帳簿の写し * 1
7. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧表, 農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し, 又は借りていることが確認できる書類, 農地台帳及び契約書等の写し * 1
(変更がない場合, 2回目以降の報告の際は既に提出している契約書等の写しは省略することができる。)
※ 親族からの農地が主で独立・自営就農し, 農地の所有権を移転した場合は, 農地の契約書等の提出が必要。
8. 青色申告決算書 (農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合)
9. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し * 3

* 1 準備型研修終了後については, 交付期間の1.5倍 (別記1第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間) 又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。また, 親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は, 当該法人の経営者となる (親族との共同経営者になる場合も含む。) 場合の1回目の報告の際のみ添付する。

* 2 令和3年度以降に経営開始型で承認された交付対象者のみ添付。

* 3 準備型事業で交付を受けた場合, 認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は, 法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

様式第7号（第10条関係）【1月15日までに報告を行う場合】

就農状況報告（1月報告用）

（経営開始○年目・交付開始○年目 前半・後半（7～12月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）のア及び岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第10条の規定に基づき別紙のとおり就農状況報告を提出します。

記

報告の対象となる期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

(別紙)

1 準備型の交付状況等について

準備型の交付期間	<input type="checkbox"/> 有	年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	

2 経営開始型の交付等について

交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日
交付済期間	年 月 日～ 年 月 日
交付終了時期	年 月 (年 月分まで就農状況報告が必要)

3 前年の営農実績について

(1) 経営面積について

			計 画 A	実 績 B	実績/計画 B/A (%)
作 目 名 等	〇〇 (作目)	経営規模等 (a)			
	その他				
経営面積 計 (a)					

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地	親族 (三親等以内の者) から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			受託面積等	生産量 (kg)
作業受託	作目	作業内容	実績 (受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載。

※「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

(2) 労働力について

農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間農業従事 見込日数 ※	担当業務
交付対象者本人 ・家族労働力等			本人		
雇用労働力	日× 人 = 1人× 日				

※1日の農業従事時間を8時間で換算して記載する。

4 今年の営農見込について

(1) 経営面積について

			計 画 A	見 込 B	見込/計画 B/A (%)
作 目 名 等	〇〇 (作目)	経営規模等(a)			
	その他				
経営面積 計 (a)					

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地	親族 (三親等以内の者) から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	見込	
			受託面積等	生産量 (kg)
作業受託	作目	作業内容	見込実績 (受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄及び「作業受託」欄については、3 (1) の注記を参照して記載すること

(2) 労働力について

農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間農業従事 見込日数※	担当業務
交付対象者本人 ・家族労働力等			本人		
雇用労働力	日× 人 = 1人× 日				

※1日の農業従事時間を8時間で換算して記載する。

5 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

積み立てている 積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7 報告対象期間における岡山県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第7の2の(13)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

参加した 参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者, 実施内容など)	

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

加入している 加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

1. 作業日誌（別添）の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること。） * 1
2. 通帳の写し * 1
3. 帳簿の写し * 1
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧表，農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し，又は借りていることが確認できる書類，農地台帳及び契約書等の写し * 1
 （変更がない場合，2回目以降の報告の際は既に提出している契約書等の写しは省略することができる。）
 ※ 親族からの農地が主で独立・自営就農し，農地の所有権を移転した場合は，農地の契約書等の提出が必要。
5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）
6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し * 2

* 1 準備型研修終了後については，交付期間の1.5倍（別記1第5の1の（2）なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間）又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。また，親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は，当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合も含む。）場合の1回目の報告の際のみ添付する。

* 2 準備型事業で交付を受けた場合，認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は，法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

様式第7-1号（第10条関係）

作業日誌

（経営開始〇年目・交付終了後〇年目）

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）のア及び岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱第10条の規定に基づき別紙のとおり作業日誌を提出します。

記

- 1 報告の対象となる期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 添付書類
 - （1）確定申告書または所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 - （2）農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類の写し（変更がある場合のみ添付する。）

